

京都大学教官の任期に関する規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第九十号)

京都大学教官の任期に関する規程(平成十年達示第二十三号)の一部を次のように改正する。

- 題名を次のように改める。
京都大学教官の任期に関する規程
- 第一条中「任用」を「雇用」に、「教員」に、「第三条」を「第五条」に改める。
- 第二条第一項及び第三項中「任期を定めて任用する教官」を「任期を定める教員」に、「任用されるものとし、当該教官」を「雇用されるものとし、当該教員」に改める。
- 第三条を次のように改める。
- 第四条 この規程に基づき任期を定めて雇用しようとするときは、あらかじめ別紙様式により本人の同意を得るものとする。
- 第二条の次に次の一条を加える。
- 第三条 前条の規定に基づき定める任期は、教員が当該期間中にその意思により退職することを妨げるものではない。
- 別表第一 化学研究所の項中「全研究部門」を「全研究系」に改め、

同表 霊長類研究所の項中

流動部門 多様性保全研究分 野	助 手	二年 ただし、再任の場 合にあつては一年	可	
-----------------------	--------	----------------------------	---	--

を

行動神経研究部門 認知学習分野	助助教 手授授	五年	可	
流動部門 多様性保全研究分 野	助 手	二年 ただし、再任の場 合にあつては一年	可	

に改める。

別紙様式中「遊回」を「遊歩」に、「中田」を「圃田」に改める。

附則

- 2 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- この規程の施行の際現に任期を定めて任用される教員の任期は、なお従前の例による。